

嘉麻市配食サービス事業業務委託業者募集要項

1 趣旨

この募集要項は、嘉麻市配食サービス事業業務を効果的かつ効率的に行うため、嘉麻市配食サービス事業運営実施規程（平成18年嘉麻市告示第24号）第2条の規定に基づき、嘉麻市配食サービス事業の管理運営について委託する業者（以下「業務委託業者」という。）の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業の内容

市内に在住するおおむね65歳以上の独居高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに重度障がい者等であって、虚弱等により食事の準備が困難な者であり、市から配食サービス利用決定を受けた者の自宅へ、夕食及び朝食を訪問により配達し、配達時に利用者の安否を確認するなど適切な見守り体制を構築するとともに、異常があったときなどの緊急時において関係機関への連絡を行うなど適切な対応を行い、事業は市が支払う委託料をもって運営するものとする。

また、事業詳細については別紙「嘉麻市配食サービス事業業務委託仕様書」を参照のこと。

（1）事業名

嘉麻市配食サービス事業

（2）委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間

（3）事業予算

126,999,000円

(4) 委託業務に要する経費

①委託料単価

業務委託業者に支払う委託料単価については、申請時に提案された見積書で示された額を支払うものとする。ただし、朝食については1食単価205円（消費税及び地方消費税は含まない）とする。

委託料の上限は次のとおりとする。（消費税及び地方消費税は含まない）この金額を超える提案があった場合には失格とする。

年 度	委託料（1食単価）
令和9年度	夕食771円
令和10年度	夕食771円
令和11年度	夕食771円

②利用料単価

利用料については業務委託業者が利用者より直接徴収し、市へ納付することとし、利用料は次のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含む）

年 度	利用料（1食単価）
令和9年度	夕食350円 朝食190円
令和10年度	夕食350円 朝食190円
令和11年度	夕食350円 朝食190円

※消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合はこの限りではない。

3 参加資格

- (1) 本募集に応募することができる者は、福岡県内に事業所又は営業所を有し、嘉麻市配食サービス事業運営実施規程に従って、委託期間中、安全かつ円滑に事業を管理運営できる者であること。
- (2) 直近5年以内に弁当の宅配サービスの管理運営実績がある者であること。
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を受けている者であること。
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める食品衛生責任者を配置できる者であること。
- (5) 法人又はその代表者並びに個人事業者についてはその個人が次の各号に該当しないこ

と。また、契約締結までの期間に該当することになった場合は、業務委託業者としての資格を喪失したものとする。

- ① 嘉麻市政治倫理条例（平成１８年嘉麻市条例第２３７号）第６条各号の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者
- ③ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等に基づく更正又は再生手続きを行っている者
- ④ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく、破産手続き開始の申し立てをしている者
- ⑤ 所得税、法人税、消費税及び地方消費税、県税及び市町村税及び公共料金等（別紙３）を完納していない者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者。又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑦ 公正な取引を阻害すると判断される者

４ 選定方法

受託予定者の選定については、公募によるプロポーザル方式とする。

参加を希望する者は、プロポーザル参加申込を行い、市は参加資格についての第一次審査を行う。

参加資格を取得した者（以下「参加者」という。）は、企画提案書等の提出及び第二次審査にてプレゼンテーションを行い、市は提案内容及び申請書類等を総合的に評価し、業務委託業者として受託予定者を選定する。

(1) 選定スケジュール

項 目	日 程
募集要項等の配布	令和8年10月9日(金)～令和8年10月16日(金)
募集要項等に関する質問の受付	令和8年10月13日(火)～ 令和8年10月16日(金)
質問に対する回答	令和8年10月19日(月)
提出書類の受付	令和8年10月20日(火)～ 令和8年10月27日(火)
第一次審査(参加資格審査)	令和8年10月28日(水)～ 令和8年11月4日(水)
第一次審査結果通知発送	令和8年11月5日(木)
企画提案書の提出期限	令和8年11月11日(水)
第二次審査(プレゼンテーション)	令和8年11月19日(木)
選定結果の通知	令和8年11月下旬
契約締結	令和8年12月予定

(2) 選定委員会

市は嘉麻市配食サービス事業業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定を実施する。選定委員会は委員長1名及び委員7名をもって組織し受託業者を選定するための評価基準の詳細及び配点を定め、企画提案等の評価を行う。

5 募集要項等の配布

募集要項、委託仕様書及び申請書類等は、市ホームページからダウンロードするか、下記担当所管にて配布する。

①配布期間 令和8年10月9日(金)から令和8年10月16日(金)まで

②配布時間 8時30分から16時30分まで

③配布場所 福岡県嘉麻市岩崎1180番地1（本庁舎2階）

嘉麻市役所 高齢者介護課高齢者支援係

※市 HP (<http://www.city.kama.lg.jp/>) からダウンロード可

6 募集に関する質問書の提出手続き等

参加者は、募集に関する質問書を提出することができる。

(1) 受付期間

令和8年10月13日(火)から令和8年10月16日(金)まで

(2) 受付時間

8時30分から16時30分まで

(3) 提出方法

第14項に記載された宛先にFAXにて募集要項等に関する質問書（別紙1）を提出すること。その他の方法は受け付けない。

高齢者支援係FAX番号 0948-42-7093

※ 質問書を提出された場合は必ずその旨を電話にて連絡すること。

※ 電話等による口頭での質疑応答は行わない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年10月19日（月）までに市のホームページへの掲示及びFAXで回答する。

7 プロポーザルへの参加申込

(1) 参加申込

参加者は、次の書類を正本1部（すべて原本及び原本証明されたもの）、副本10部（コピー可）提出すること。

書類は①～⑩の順番で、一部ごとにファイリングして、表紙に『嘉麻市配食サービス事業業務委託業者選定参加申請書』と申請者の名称を記載すること。

ア 提出書類

- ① 申請書（様式1）
- ② 事業者の概要（様式3）
- ③ 営業許可証の写し
- ④ 欠格条項等に該当しない旨の誓約書（様式4）
- ⑤ 食品衛生責任者経歴書（様式5）
- ⑥ 財務諸表類（決算報告書、直近1年分）の写し
- ⑦ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（発行後3月を経過していない原本。）
- ⑧ 個人にあっては、身分証明書及び住民票抄本（発行後3月を経過していない原本。）
- ⑨ 各種納税証明書（発行後3月を経過していない原本。法人及び代表者について納付義務のあるものは、全て添付すること。）

・国税：法人の場合 法人税・消費税及び地方消費税（様式その3の3）

個人の場合 申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税（様式その3の2）

・ 県税：個人事業税・法人県民税・法人事業税（滞納（未納）税額のない証明）

⑩ 誓約及び納付状況等調査同意書（様式 6）

（公共料金等については調査同意書を提出すること。） ※公共料金等名称 （別紙 3）

イ 提出期限

令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火） 1 6 時 3 0 分まで

※ 郵送、F A X 及び電子メール等による提出は受け付けない。

ウ 提出方法

第 1 4 項に記載の担当課まで、直接持参とする。

（2）辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第 7 号）を企画提案書提出期限（令和 8 年 1 1 月 1 1 日）までに提出すること。

8 第一次審査（参加資格等の審査）

参加者より提出された書類に基づき、下記事項について第一次審査を行い、審査後、各参加者に通知する。（令和 8 年 1 1 月 5 日発送）申請者が一業者のみであった場合にも、同様の手続を行う。

（1）参加資格審査

参加者から提出される書類をもとに、嘉麻市配食サービス事業業務委託業者募集要項に示す参加資格との照合を行い、参加資格を確認できない場合は失格とする。

（2）申請書類の審査

申請に必要な提出書類がすべて揃っていることを審査し、不備がある場合は失格とする。

9 企画提案書等の提出方法等

参加者は、下記により企画提案書等を提出するものとする。

（1）提出書類

ア 企画提案書（様式 2）献立表（様式 2－1）、見積書と内訳（様式 2－2）

イ 企業概要（パンフレット等）

（2）提出期限

令和 8 年 1 1 月 1 1 日（水） 1 6 時 3 0 分まで（必着）

（3）提出方法

第 1 4 項に記載の担当課まで、直接持参とする。

（4）提出にあたっての留意事項

ア 提出は1参加者につき1提案とする。

イ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本10部（コピー可）とする。併せて電子データ（CD-R等）を1部提出すること。

書類はファイリングして、表紙に『嘉麻市配食サービス事業業務委託業者選定企画提案書』と申請者の名称を記載する。

ウ 企画提案書は、日本工業規格A4サイズとする。

エ 企画提案書に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

オ 企画提案書の再提出及び差替えは認めない。ただし、選定委員会での適正な選定に支障があると認められる場合には、再提出を指示することがある。

カ 選定委員会が必要と認める場合には、追加資料を求めることがある。

キ 企画提案書は、選定事務に必要な範囲で複製を作成することがある。

ク 企画提案書の内容は、労働基準法等関係法令を遵守すること。

10 第二次審査（プレゼンテーション）の実施

企画提案について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

（1）実施日時及び場所は次のとおりとし、実施時間等の詳細は別途通知する。

ア 日時：令和8年11月19日（木）予定

イ 場所：嘉麻市役所本庁舎（5階）委員会室2（嘉麻市岩崎1180番地1）

（2）プレゼンテーションに際しての時間配分は、次のとおりとする。

ア 説明時間：20分程度

イ 質疑応答：10分程度

（3）留意事項等

出席者は3名以内とする。

提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、事前資料を見やすく拡大したもの等は使用できるものとする。

会場には、スクリーン及び電源のみ準備するが、その他必要なものは説明者が準備すること。

11 受託予定者の選定

（1）選定方法

選定委員会の委員長及び委員が企画提案の評価を行い、次の算定方式によって、評価

点の合計が最も高い参加者を受託予定者として選定する。

有識者（３名）の採点は全て採用し、技術（専門）職員（３名）の採点平均及び事務職員（２名）の採点平均を採用する。評価点（小数点以下切捨て）が同点の場合は、見積額の低い参加者を受託予定者と決定する。

また、参加者が１者の場合であっても、参加資格を満たし、企画提案の評価点数が６割以上であれば受託予定者として選定する。

なお、選定された業務委託業者が辞退等をした場合は、次点の申請者を受託予定者として選定し、その者が辞退等をした場合は以下同じとする。

ただし、委員会において審査した結果、選定委員の採点平均が６割未満の場合はその限りではない。

（２）企画提案の評価基準

企画提案の評価項目は、別紙２ 嘉麻市配食サービス業務委託業者選定に係る配点基準表に定める評価項目とする。

（３）参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

なお、受託予定者として選定された後にあっては、その者とは契約を締結せず、次点のプロポーザル上位者と契約を締結することとする。また、契約における受託者となった後にあっては、その者との契約を解除し、次点のプロポーザル上位者と契約を締結することとする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提案価格が予算の範囲を超えた場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

オ 審査の公平性を害する行為があった場合

カ プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合

キ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

（４）選定結果の通知

選定委員会における選定結果については、参加者全員に通知する。

なお、正式に業務委託業者として契約を締結するまでの間に候補者に事故等があるときは、次点の申請者を選定することがある。

（５）選定結果の公表

選定委員会における選定結果については、市ホームページにおいて公表する。なお、

電話等による問合せには一切応じない。

12 契約

(1) 契約手続き

市は、企画提案の評価に基づき選定した参加者を受託予定者として、本業務の委託を予定するものとし、別途指示する方法で契約手続きを行うものとする。

(2) 業務の実施

契約後の業務の実施については、企画提案書等に基づき、市と協議の上行うものとする。

13 その他の事項

(1) 参加不可、失格、契約解除の通知を受けた者は、通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（市の休日を含まない）に、書面により、理由についての説明を求めることができるものとする。市は説明を求められたときは、請求を受理した日の翌日から起算して5日以内（市の休日を含まない）に、書面により回答するものとする。

(2) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。

(3) プロポーザル参加申請書、企画提案書等の提出書類は返却しない。

(4) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、公表等に必要な場合、市はその提出書類の全部又は一部を申請者の承諾なしに使用できるものとする。

(5) 提出書類は、嘉麻市情報公開条例に基づき、開示する場合がある。

(6) 本要項に定める事項の他、必要な事項については、別途市が定めるものとする。

14 お問い合わせ・提出先

嘉麻市高齢者介護課高齢者支援係（担当：嶋田・富來）

住 所：〒820-0292

福岡県嘉麻市岩崎1180番地1

電 話：0948-42-7432

F A X：0948-42-7093

(別紙 1)

令和 年 月 日

嘉麻市長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
担 当 者 名
電 話 番 号
F A X 番 号

㊞

募集要項等に関する質問書

嘉麻市配食サービス事業委託事業者要項等に関して、以下のとおり質問します。

項 目	内 容
(募集要項等の 資料名、ページ、 項目などを記載 してください。)	

提出期限：令和 8 年 1 0 月 1 6 日 (金) 1 6 時 3 0 分

(別紙 2)

嘉麻市配食サービス業務委託業者選定に係る配点基準表

評価事項	評価内容	配点基準
1. 配食の内容及び実績	(1) 栄養バランスの取れた献立になっているか。	①提案された献立表が市の求める栄養の目安に準じて栄養バランスの取れたものになっているか。
	(2) 豊富な料理構成になっているか。	①提案された献立が彩りを考えたものとなっているか。 ②提案された献立が食材を多く取り入れ、豊富な料理構成になっているか。
	(3) 高齢者・障がい者へ配慮した形態の食事を提供できるか。	①高齢者・障がい者への配慮としてきざみ食・ミキサー食などを提供できるか。
	(4) 高齢者・障がい者へ配慮した種類の食事を提供できるか。	①高齢者・障がい者への配慮として減塩食などを提供できるか。
	(5) 弁当の宅配サービスの事業実績について。	①弁当の宅配サービス事業の実績年数を十分に有しているか。 ②市が想定する食数を準備できる能力を十分に有しているか。
2. 見守り及び緊急時の対応	(1) 適切な見守り体制を行える提案となっているか。	①市が想定する見守り体制を網羅した実績があるか。 ②市が想定する見守り体制を網羅した提案内容となっているか。
	(2) 緊急時に適切な対応が取れる提案となっているか。	①緊急時に各機関等（利用者家族、市役所、消防、警察など）との協力体制など適切な対応が取れる提案内容となっているか。
3. サービスの向上及び業務の管理体制	(1) 利用者の利便向上を推進する体制となっているか。	①利用者の利便向上のための取り組みや体制づくりを想定した提案内容となっているか。
	(2) 職員の研修などの体制が整っているか。	①職員のスキルアップなどを推進する体制となっているか。
	(3) 秘密の保持及び個人情報保護について適切な対応がされているか。	①個人情報管理のための規程や設備、体制などが整備され個人情報の適切な管理を行っているか。 ②個人情報の保護について、定期的な研修等が行われ、職員の意識づけがされているか。
4. 見積書	(1) 夕食1食当たりの金額（消費税及び地方消費税は含まない）	①上記の評価内容にて選定業者が決定できない場合（2社以上が同点の場合）は見積もり金額の低い事業所に決定する。

(別紙 3) 公共料金等の名称

市民税
国民健康保険税
固定資産税
軽自動車税
市営住宅使用料
保育料
学童保育所利用料
道路占用料
市有土地・建物貸付料
水道料金
農道・水路等占用料
学校給食費
介護保険料
住宅新築資金償還金
住宅改修資金償還金
宅地取得資金償還金
後期高齢者医療保険料
災害援護資金償還金
福祉電話使用料
污水处理施設使用料
老人居室整備資金貸付金
老人施設入所負担金
市営住宅退去時補修費
国有地転貸料
奨学資金貸付金（連帯債務を含む）
公の施設の利用又は行政財産の目的外使用許可に係る使用料
その他の市に納付又は納入すべき全ての公共料金等

※ 嘉麻市の公共料金等に限る。